

おくやみ ハンドブック

本 巢 市

市役所では「おくやみ窓口」を設け、死亡届を提出後、市役所でご遺族の方への必要な手続きをご案内し、申請・届出等を受け付けています。「おくやみ窓口」を利用する場合は、土日祝日・年末年始を除く3日前までにご予約ください。原則予約制です。予約なしで来庁された方は、予約状況により利用できない場合があります。

【予約電話番号】058-323-7750

【インターネット予約】

<https://logoform.jp/form/iNys/481696>



2025-2026年度版



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

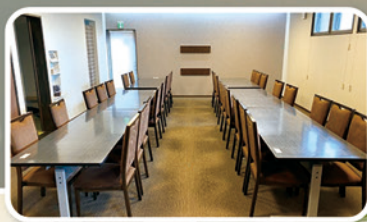
2025年9月発行

発行：本巢市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています。



近年、様々なライフスタイルの変化により、
故人の家族や親しかった方のみで葬儀を行う
【家族葬】のご希望が増えてまいりました。
私たちは、家族葬の中にある「大切な方を思う気持ち」を、
一緒に形にいたします。



家族葬をお考えの方
絆ホール瑞穂へ
事前にご相談ください



富士葬祭は
心からあなたに寄り添います

「後悔しない家族葬」を実現するため、年中無休
でご相談を受け付けております。

ご希望にあわせて事前のお見積りが可能です。
よほどの追加のご依頼がない限り最初にご提
示した金額を超えることはありません。



富士葬祭の 過ごしやすい 式場

家族葬ホール

1日1件貸切

絆ホール 瑞穂式場

岐阜県瑞穂市十九条197-1

絆ホール瑞穂式場は最大約50名様ほどの参
列が可能なお葬儀式場です。十九条駅からも
近く、近隣にコンビニや薬局などがあり利便性
に優れております。

宿泊可能

Wi-Fiあり

冷暖房・
床暖房
あり

バスルーム
あり

富士葬祭 充実の 会員制度

なごみの会

入会費
年会費 0円

会員限定サービス

- ▶ 祭壇料金10%引き
- ▶ 式場使用料半額
- ▶ 提携店舗にてお得なサービス
- ▶ 充実のアフターサービス
(仏花無料配達・法要会場使用料無料・
無料相続相談など…)



お気軽にお問い合わせください

株式会社 富士 葬祭部

〒501-0304 岐阜県瑞穂市田之上142-2
TEL 058-328-5357



(受付専用) 24時間365日受付

0120-24-5401



市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	3人以上の世帯の世帯主だった方	●世帯主変更届出		☐	市民課 市民窓口係	4
	印鑑登録をされていた方	●印鑑登録証の返納(任意)		☐	市民課 市民窓口係	4
	マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方	●カードの返納(任意)		☐	市民課 市民窓口係	4
年金	自営業の方、20歳以上の学生等(第1号被保険者)	●死亡一時金の請求手続、遺族年金の請求手続等		☐	市民課 医療保険係	5
	すでに年金を受給されていた方	●死亡届出 ●年金事務所で未支給年金の請求手続		☐	市民課 医療保険係	5
医療保険	国民健康保険に加入されていた方	●被保険者証または資格確認書の返還 ●葬祭費の請求 ●振替口座の変更(世帯主が変わる場合)		☐	市民課 医療保険係	5
	後期高齢者医療制度に加入されていた方	●被保険者証または資格確認書の返還 ●葬祭費の請求		☐	市民課 医療保険係	6
福祉医療	福祉医療(乳幼児等・重度・母子・父子)の医療費助成対象の方	●福祉医療費受給者証の返還		☐	市民課 医療保険係	6
	児童の父または母が亡くなり、ひとり親となられた方	●福祉医療費受給者証交付申請		☐	市民課 医療保険係	6
障がい	特別障害者手当または障害児福祉手当を受給されていた方	●死亡届出 ●未払手当の請求(未払手当がある場合)		☐	福祉支援課 障がい福祉係	6
	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を持っていた方	●手帳返還届		☐	福祉支援課 障がい福祉係	7
	特別児童扶養手当を受給されていた方	●資格喪失届出 ●未払手当の請求(未払手当がある場合)		☐	福祉支援課 障がい福祉係	7
	自立支援給付を受給されていた方	●支給決定取消申出書		☐	福祉支援課 障がい福祉係	7
	自立支援医療(更生医療、育成医療)を受給されていた方	●受給者証の返納		☐	福祉支援課 障がい福祉係	7
子ども	児童手当を受給されていた方	●未支払手当の請求(受給者が亡くなられた方) ●認定請求(新たに児童を養育する方) ●消滅届出または額改定届出(対象児童が亡くなられた方)		☐	福祉支援課 子育て支援係	8
	児童扶養手当を受給されていた方	●資格喪失届の提出、未支払手当の請求(受給者が亡くなられた方) ●手当額改定届または資格喪失届の提出(対象児童が亡くなられた方) ●支給停止関係届の提出(扶養義務者が亡くなられた方)		☐	福祉支援課 子育て支援係	8

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
子ども	児童の父または母が亡くなり、ひとり親となられた方	●児童扶養手当認定請求		☐	福祉支援課 子育て支援係	9
	交通事故により、児童の父または母が亡くなり、ひとり親等となられた方	●交通遺児の届出		☐	福祉支援課 子育て支援係	9
介護保険	65歳以上の方または 40～64歳の第2号被保険者の方	●介護保険資格喪失届 ●介護保険被保険者証の返還 ●(要介護認定申請中で認定の必要がない場合) 要介護認定等申請取下げ書		☐	長寿支援課 長寿支援係	9
高齢者サービス	緊急通報装置を利用していた方	●返還届 ●装置の返却		☐	長寿支援課 長寿支援係	10
税金	市・県民税の納税義務者だった方	●相続人代表者の指定		☐	税務課 市民税係	10
	市内に土地・家屋を所有されていた方	●相続人代表者の指定 ●未登記家屋の納税義務者の変更		☐	税務課 固定資産税係	10
	原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車(農耕作業用を含む) を所有されていた方	●廃車 ●名義変更 ●相続人代表者の指定		☐	税務課 市民税係	11
上下水道	上下水道を使用(所有)されていた方	●使用者(所有者)変更・休止・廃止届出 ●上下水道料金の精算 ●(農業集落排水組合員の場合) 組合員変更届		☐	上下水道課 上下水道管理係	11
葬祭費	葬祭を行った方	●葬祭費助成金の請求		☐	環境課 環境係	12
市営墓地	市営墓地(住吉墓地、溝口墓地)を使用されていた方	●墓地使用承継許可申請書 ●墓地返還届		☐	環境課 環境係	12
畜犬	犬を飼われていた方	●犬の登録事項変更届出		☐	環境課 環境係	12
農地	農地を相続された方	●農地法第3条の3第1項の規定による届出		☐	農政課 農政係	12
森林	森林の土地を相続された方	●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出		☐	林政課 林政係	13
防災	おひとり世帯の方で、戸別受信機の貸与を受けていた方	●戸別受信機の返還手続		☐	総務課 防災安全係	13
広報	広報紙に掲載希望の方	●広報紙掲載申込み		☐	市民課 戸籍係	13
新聞	新聞紙への掲載を希望される方 ※本集市に死亡届を出された方のみ	●新聞紙への掲載承諾書		☐	市民課 戸籍係	14
口座振替	口座振替を利用して市の税金・料金等を支払っていた方	●振替口座の変更		☐	各担当課	14

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		☐	岐阜家庭裁判所 ☎058-262-5121 岐阜市美江寺町2-4-1
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社および営業所
	運転免許証	返納		☐	北方警察署 ☎058-324-0110 本巣郡北方町北方3219-27
	パスポート	返納		☐	岐阜県旅券センター ☎058-277-1000 岐阜市葦田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館2階
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	岐阜地方法務局 ☎058-245-3181 岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎内
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	岐阜北税務署 ☎058-262-6131 岐阜市千石町1丁目4番地
	国債	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	普通自動車	自動車税		☐	岐阜県自動車税事務所 ☎058-279-3781 岐阜市日置江2648番地3
	普通自動車 125ccを超える二輪車	名義変更等		☐	中部運輸局岐阜運輸支局 ☎050-5540-2053 岐阜市日置江2648番地1
	三輪・四輪の軽自動車	名義変更等		☐	軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎050-3816-1775 羽島市福寿町千代田3丁目83番
	厚生年金	未支給年金請求・遺族年金請求		☐	岐阜北年金事務所 ☎058-294-6364 岐阜市大福町3-10-1
	共済年金	未支給年金請求・遺族年金請求		☐	各共済組合
	口座振替	振替口座の変更		☐	各金融機関 等

市役所での手続き

3人以上の世帯の世帯主だった方

亡くなられた方が、3人以上の世帯の世帯主であった場合は、世帯主変更届が必要です。

手続き・持ち物

●世帯主変更届出

☐ 届出人の本人確認書類 ☐ 委任状(同一世帯以外の方が届出をする場合)

問い合わせ先

市民課 市民窓口係 ☎058-323-7750

期限

世帯主が亡くなられてから14日以内

印鑑登録をされていた方

亡くなられた方の印鑑登録は抹消となりますので、手続きは不要です。

お持ちの印鑑登録証は、ハサミを入れて処分していただくか、市へ返納(任意)することもできます。

手続き・持ち物

●印鑑登録証の返納(任意)

☐ 印鑑登録証

問い合わせ先

市民課 市民窓口係 ☎058-323-7750

マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方

手続きは不要ですが、市へ返納(任意)することもできます。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを返納した場合、亡くなられた方のマイナンバーを確認していただくことができなくなります。全てのお手続きが完了してから返納をすることをお勧めします。

※住民基本台帳カードには、マイナンバーは記載されていません。

手続き・持ち物

●カードの返納(任意)

☐ マイナンバーカード ☐ マイナンバー通知カード ☐ 住民基本台帳カード

問い合わせ先

市民課 市民窓口係 ☎058-323-7750

整理不要

解体不要

面倒な作業は
すべてお任せください

空き家まるごと 買い取ります!

1 まずはご希望を
しっかりとお伺い



2 最適な選択を
徹底調査



3 ご売却!



岐阜県の不動産ならリアルエステート

株式会社リアルエステート岐阜は、岐阜市を中心とした
地域密着型の企業なのはもちろん、
愛知県、三重県など、主に東海地方の不動産に関して
お悩みの皆さまのお手伝いをしています。

代表 岡田 幹生

お気軽に
お越しください

相談・査定
無料

売買 | 土地 | 相続 | リフォーム

R.estate 株式会社リアルエステート岐阜 ☎058-215-0822

【営業時間】 9:00~18:00 【定休日】 日曜日(事前にご連絡いただければ対応可能です。)

〒500-8388 岐阜県岐阜市今嶺3丁目4-27

リアルエステート岐阜

検索

岐阜県知事免許(2)
第4718号



自営業の方、20歳以上の学生等(第1号被保険者)

年金に関する手続きは、あらかじめ岐阜北年金事務所へお問い合わせいただき、予約の上年金事務所で手続きをお願いします。

手続き・持ち物

- 死亡一時金の請求手続、遺族年金の請求手続等
- ☐ 年金手帳

問い合わせ先

市民課 医療保険係 ☎058-323-7750
岐阜北年金事務所 ☎058-294-6364

期限

死亡日の翌日から2年間

すでに年金を受給されていた方

年金に関する手続きは、あらかじめ岐阜北年金事務所へお問い合わせいただき、予約の上年金事務所で手続きをお願いします。

手続き・持ち物

- 死亡届出 ● 年金事務所で未支給年金の請求手続
- ☐ 年金証書

問い合わせ先

市民課 医療保険係 ☎058-323-7750
岐阜北年金事務所 ☎058-294-6364

期限

未支給年金の請求は、年金支払日の翌月の初日から5年間

国民健康保険に加入されていた方

手続き・持ち物

- 資格確認書等の返還
 - ☐ 国民健康保険被保険者証または資格確認書
 - ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証
 - ☐ 限度額適用認定証 ☐ 特定疾病療養受療証
- 葬祭費の請求
 - ☐ 会葬礼状または葬儀の領収書 ☐ 葬祭を行った方の預貯金通帳
 - ☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード等の個人番号が分かる書類
- 振替口座の変更(世帯主が変わる場合)

問い合わせ先

市民課 医療保険係 ☎058-323-7750

期限

葬祭費の請求は、葬祭を行った日の翌日から2年間

世帯主が亡くなられた場合は、ご家族の国民健康保険証または資格確認書の切替が必要な場合もございます。

後期高齢者医療制度に加入されていた方

手続き・持ち物

●資格確認書等の返還

- ☐ 被保険者証または資格確認書
- ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証
- ☐ 限度額適用認定証 ☐ 特定疾病療養受療証

●葬祭費の請求

- ☐ 会葬礼状または葬儀の領収書 ☐ 葬祭を行った方の預貯金通帳

問い合わせ先

市民課 医療保険係 ☎058-323-7750

期限

葬祭費の請求は、葬祭を行った日の翌日から2年間

福祉医療(乳幼児等・重度・母子・父子)の医療費助成対象の方

手続き・持ち物

●福祉医療費受給者証の返還

- ☐ 福祉医療費受給者証

問い合わせ先

市民課 医療保険係 ☎058-323-7750

児童の父または母が亡くなり、ひとり親となられた方

手続き・持ち物

●福祉医療費受給者証交付申請

- ☐ 健康保険証(母(父)および子)
- ☐ マイナンバーカード等の個人番号が分かる書類(母(父)および子)

問い合わせ先

市民課 医療保険係 ☎058-323-7750

期限

死亡日から30日以内

特別障害者手当または障害児福祉手当を受給されていた方

手続き・持ち物

●死亡届出

●未払手当の請求(未払手当がある場合)

- ☐ 未払手当請求者名義の預貯金通帳

問い合わせ先

福祉支援課 障がい福祉係 ☎058-323-7752

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を持っていた方

手続き・持ち物

●手帳返還届

- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳

問い合わせ先

福祉支援課 障がい福祉係 ☎058-323-7752

特別児童扶養手当を受給されていた方

手続き・持ち物

●資格喪失届出

- ☐ マイナンバーカード等の個人番号が分かる書類(受給者)

●未払手当の請求(未払手当がある場合)

- ☐ 未払手当請求者名義の預貯金通帳

問い合わせ先

福祉支援課 障がい福祉係 ☎058-323-7752

自立支援給付を受給されていた方

手続き・持ち物

●支給決定取消申出書

- ☐ 福祉サービス受給者証等

問い合わせ先

福祉支援課 障がい福祉係 ☎058-323-7752

自立支援医療(更生医療、育成医療)を受給されていた方

手続き・持ち物

●受給者証の返納

- ☐ 自立支援医療受給者証

問い合わせ先

福祉支援課 障がい福祉係 ☎058-323-7752

児童手当を受給されていた方

児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当および受給者の変更につき、手続きが必要となります。
児童手当の対象児童が亡くなった場合、消滅届または額改定届の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

●未支払手当の請求(受給者が亡くなった方)

- ☐ 支給対象児童のうち長子の預貯金通帳

●認定請求(新たに児童を養育する方)

- ☐ 新たに児童を養育する方のマイナンバーカード等の個人番号が分かる書類
- ☐ 新たに児童を養育する方の健康保険証等(資格確認書・資格情報のお知らせ等)および預貯金通帳
- ☐ 児童のマイナンバーカード等の個人番号が分かる書類

●消滅届出または額改定届出(対象児童が亡くなった方)

問い合わせ先

福祉支援課 子育て支援係 ☎058-323-7752

期限

原則、受給者・対象児童が亡くなった日の翌日から数えて15日以内

児童扶養手当を受給されていた方

児童扶養手当の受給者または対象児童が亡くなった場合、資格喪失または対象児童の減となりますので、児童扶養手当証書を返却してください。未支払いの児童扶養手当がある場合は、手続きが必要となります。

児童扶養手当が全額停止となっている受給者の扶養義務者が亡くなった場合、全額停止の理由が亡くなった扶養義務者の所得によるならば支給停止関係届を提出することで受給できる場合があります。

また、受給者が亡くなったことに伴い、新たに児童を養育される方は、児童扶養手当を受給できる場合がありますので、下記の問い合わせ先にご相談ください。

手続き・持ち物

●資格喪失届の提出、未支払手当の請求(受給者が亡くなった方)

- ☐ 児童扶養手当証書
- ☐ 支給対象児童のうち長子の預貯金通帳
- ☐ 受給者の死亡が確認できる書類(除籍された戸籍謄本や死亡診断書等)

●手当額改定届または資格喪失届の提出(対象児童が亡くなった方)

- ☐ 児童扶養手当証書
- ☐ 対象児童の死亡が確認できる書類(除籍された戸籍謄本や死亡診断書等)

●支給停止関係届の提出(扶養義務者が亡くなった方)

- ☐ 扶養義務者の死亡が確認できる書類(除籍された戸籍謄本や死亡診断書等)

問い合わせ先

福祉支援課 子育て支援係 ☎058-323-7752

期限

死亡日から14日以内(扶養義務者が亡くなった場合を除く)

持ち物については省略できる場合がありますので詳しくは問い合わせください。

児童の父または母が亡くなり、ひとり親となられた方

児童の父または母が亡くなり、ひとり親となられた場合、児童扶養手当の認定請求を行うことができます。なお、遺族年金等を受給できる場合は、手当の全部または一部が支給停止となります。

世帯の状況によって手続きに必要な持ち物が異なるため、下記の問い合わせ先にご相談ください。

手続き・持ち物

●児童扶養手当認定請求

- ☐ 戸籍謄本(請求書提出時に交付日が1ヶ月以内のもの)
- ☐ 請求者等の所得課税証明書、年金手帳 ※省略できる場合あり
- ☐ 請求者と対象児童の健康保険証等(資格確認書・資格情報のお知らせ等)
- ☐ 請求者と対象児童等のマイナンバーカード等の個人番号が分かる書類
- ☐ 請求者の預貯金通帳

問い合わせ先

福祉支援課 子育て支援係 ☎058-323-7752

交通事故により、児童の父または母が亡くなり、ひとり親等となられた方

生計を共にしている親等を交通事故で亡くした、市内居住の義務教育終了までおよび高等学校在学中(満20歳未満)の方に県が激励金を支給しています。基準日は毎年5月5日で、交通遺児となった後、基準日までに養子縁組をし、または父もしくは母が再婚し、親等と生計を共にすることとなった場合を除きます。世帯の状況によって手続きに必要な持ち物が異なるため、下記の問い合わせ先にご相談ください。

手続き・持ち物

●交通遺児の届出

- ☐ 戸籍謄本
- ☐ 事故証明書等
- ☐ 住民票や保険証等、亡くなられた方と生計を共にしていたことが確認できるもの
- ☐ 在学証明書(児童が高校生の場合)
- ☐ 届出者(保護者)名義の預貯金通帳

問い合わせ先

福祉支援課 子育て支援係 ☎058-323-7752

65歳以上の方または40～64歳の第2号被保険者の方

手続き・持ち物

- 介護保険資格喪失届 ●介護保険被保険者証の返還
- ☐ 介護保険被保険者証
- (要介護認定申請中で認定の必要がない場合)
要介護認定等申請取下げ書

問い合わせ先

長寿支援課 長寿支援係 ☎058-323-7754

緊急通報装置を利用していた方

手続き・持ち物

- 返還届 ●装置の返却
- ☐ 固定型は装置本体とペンダント
- ☐ 携帯型は装置本体と充電器

問い合わせ先

長寿支援課 長寿支援係 ☎058-323-7754

市・県民税の納税義務者だった方

亡くなられた方の市・県民税は相続人に納めていただくことになりますので、相続人代表者の指定手続きが必要です（相続人代表者指定届には相続人全員の署名が必要になります。）。

また、亡くなられた方の口座からの口座振替はできなくなりますので、金融機関で口座変更・廃止の手続きを行ってください。

手続き・持ち物

- 相続人代表者の指定
- ☐ 相続人の本人確認書類
- ☐ 相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本など）

問い合わせ先

税務課 市民税係 ☎058-323-8133

市内に土地・家屋を所有されていた方

亡くなられた方の固定資産税は相続人に納めていただくことになりますので、相続人代表者の指定手続きが必要です（相続人代表者指定届には相続人全員の署名が必要になります。）。

また、亡くなられた方の口座からの口座振替はできなくなりますので、金融機関で口座変更・廃止の手続きを行ってください。

法務局に登録されていない固定資産（家屋）の相続が確定したときは、未登記家屋の所有者（納税義務者）変更届を提出してください。

手続き・持ち物

- 相続人代表者の指定
- ☐ 相続人の本人確認書類
- ☐ 相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本など）
- 未登記家屋の納税義務者の変更
- ☐ 遺産分割協議書等

問い合わせ先

税務課 固定資産税係 ☎058-323-8133
岐阜地方法務局 ☎058-245-3181

法務局に登録されている固定資産の相続が確定したときは、法務局で登記名義人の変更手続きが必要となります。

原動機付自転車(125cc以下)・

小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有されていた方

車両を廃棄した場合や相続人へ名義変更する場合は手続きが必要です。

また、亡くなられた方の軽自動車税は相続人に納めていただくこととなりますので、相続人代表者の指定手続きが必要です(相続人代表者指定届には相続人全員の署名が必要になります。)

なお、亡くなられた方の口座からの口座振替はできなくなりますので、金融機関で口座変更・廃止の手続きを行ってください。

手続き・持ち物

●廃車

- ☐ ナンバープレート
- ☐ 標識交付証明書
- ☐ 相続人の本人確認書類
- ☐ 相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本など)

●名義変更

- ☐ ナンバープレート(※継続使用する場合は不要)
- ☐ 標識交付証明書
- ☐ 相続人の本人確認書類
- ☐ 相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本など)

●相続人代表者の指定

- ☐ 相続人の本人確認書類
- ☐ 相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本など)

問い合わせ先

税務課 市民税係 ☎058-323-8133

上下水道を使用(所有)されていた方

手続き・持ち物

- 使用者(所有者)変更・休止・廃止届出
- 上下水道料金の精算
- (農業集落排水組合員の場合)組合員変更届

問い合わせ先

上下水道課 上下水道管理係 ☎058-323-7760

市のホームページ(パソコン・スマートフォン)からも手続きができます。

葬祭を行った方

市内在住者が死亡または死産した際に、その死亡者または死胎児の葬儀を行った方に対して葬祭費助成金を支給します。(助成金の額は、死亡者が死亡した時において12歳以上の場合は30,000円、12歳未満の場合は20,000円、妊娠4ヶ月以上の死胎児の場合は10,000円)

手続き・持ち物

●葬祭費助成金の請求

☐ 葬祭を行った方の預貯金通帳

問い合わせ先

環境課 環境係 ☎058-323-7751

期限

死亡届または死産届を提出した日から起算して6ヶ月以内

市営墓地(住吉墓地、溝口墓地)を使用されていた方

市営墓地を引き続き使用する場合は墓地使用承継許可申請書(市内在住者に限る)、返却する場合は墓地返還届の手続きが必要です。

手続き・持ち物

●墓地使用承継許可申請書

☐ 墓地使用許可証

●墓地返還届

☐ 墓地使用許可証

問い合わせ先

環境課 環境係 ☎058-323-7751

犬を飼われていた方

所有者の変更があった場合に、新たに所有者になる方は登録事項変更届出の提出が必要になります。

手続き・持ち物

●犬の登録事項変更届出

☐ 鑑札

問い合わせ先

環境課 環境係 ☎058-323-7751

期限

変更があったときから30日以内

農地を相続された方

農地を相続した場合は、届出が必要です。

手続き・持ち物

●農地法第3条の3第1項の規定による届出

☐ 相続登記が完了した登記事項証明書(写しも可)
または遺産分割協議書の写し

問い合わせ先

農政課 農政係 ☎058-323-7755

期限

権利を取得したことを知った日から、おおむね10ヶ月以内

森林の土地を相続された方

森林の土地を相続した場合は、所有者変更届が必要です。

手続き・持ち物

- 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出
- 相続登記が完了した登記事項証明書(写しも可)
または遺産分割協議書の写し

問い合わせ先

林政課 林政係 ☎058-323-8105

期限

土地の所有者となった日から90日以内

おひとり世帯の方で、戸別受信機の貸与を受けていた方

防災無線戸別受信機の貸与を受けていた方で、今後使用する見込みがない場合は市役所への返還が必要です。

手続き・持ち物

- 戸別受信機の返還手続
- 戸別受信機

問い合わせ先

総務課 防災安全係 ☎058-323-5191

広報紙に掲載希望の方

市の広報紙に、亡くなられた方の氏名・年齢・お住まいの自治会名を掲載します。

手続き・持ち物

- 広報紙掲載申込み

問い合わせ先

市民課 戸籍係 ☎058-323-7750

申込から2ヶ月後に発行される広報紙に掲載されます。

新聞紙への掲載を希望される方

新聞紙に、亡くなられた方の氏名・年齢・住所の字名を掲載します。

掲載紙は、岐阜新聞・中日新聞・朝日新聞・読売新聞となります。※一部の新聞紙のみの掲載はできません。

手続き・持ち物

●新聞紙への掲載承諾書

問い合わせ先

市民課 戸籍係 ☎058-323-7750

期限

死亡届提出日または翌日(土日祝日に提出された場合は翌開庁日)。

紙面の都合上掲載されないことがあります。

申込みができるのは、本巣市に死亡届を提出し、死亡者が本巣市の住民基本台帳に登録がある場合に限りです。

口座振替を利用して市の税金・料金等を支払っていた方

手続き・持ち物

●振替口座の変更

☐ ご利用の金融機関にお問い合わせください。

問い合わせ先

各担当課
ご利用の金融機関

令和 年 月 日

委任状

(この書類は委任者が必ずすべて記入してください)

(あて先) 本巢市長

該当項目に ☒ してください。

- | | |
|--|---|
| ☐ 住民票(除票)の写しの交付請求・受領 | ☐ 転入・転出・転居など住民異動の届出 |
| ☐ 戸籍・除籍(全部・一部)の交付請求・受領 | ☐ 特例転入及びマイナンバーカード継続利用 |
| ☐ 戸籍の附票(除附票)の写しの交付請求・受領 | ☐ マイナンバーカード電子証明書の新規発行・更新 |
| ☐ 異動同意(氏名:) | ☐ マイナンバーカード電子証明書の暗証番号再設定 |
| ☐ その他() | |

委任者	住所	本巢市	電話	()
	フリガナ	番地		
	氏名			
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日		

私(委任者)は、下記の者を代理人として所定の権限を委任します。

代理人	住所	☐ 委任者と同じ 本巢市		
	フリガナ		生年月日	
	氏名		大・昭・平・令 年 月 日	

- *代理人(窓口に来る人)は本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)を必ずお持ちください。
- *意思確認のため委任者に電話等で連絡する場合があります。昼間連絡できる電話番号をご記入ください。
- *委任状はこのページをコピーのうえ、記入した原本を提出してください。

突然の相続でお困りではありませんか？

そんなときは くらしの法律家 「こんちゃん先生」 にお任せ！



近藤慎也
司法書士／行政書士

相続
手続

各種
登記

預貯金
の解約

遺言書
作成

成年
後見

事業
承継

家族
信託

初回
相談
無料

誰に相談したらいいかわからないお困りごとや、どんな小さなお悩みでも、
一人で悩まずに、まずはご相談ください。
あなたのお悩みや不安が解消できるよう、お力になります。
LINEやお電話、ご都合がよければご自宅へお伺いしてのご相談も可能です。
ご来所される際は、お茶を飲みに来る感覚でお気軽にお越しください。



皆さまからのご連絡をお待ちしております。

☎050-8881-8783

〒501-0501 揖斐郡大野町稲富1314



近藤慎也司法書士事務所

司法書士 | 行政書士事務所

近藤慎也司法書士事務所

営業時間

平日 9:00～18:00

※事前相談により時間外対応も可能です

<https://www.kondou-shinya-jimusyo.com/top/>

ホームページ
はこちら



LINEでも
ご予約受付中



令和6年4月1日より

相続登記が義務化!

あなたの不動産は
大丈夫?

近年、不動産(土地・建物)をお持ちの方が亡くなっても、相続登記がされず、不動産の取引や災害時の復興作業が進められないといった所有者不明土地が問題となっています。そのため、所有者不明土地解消のために、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。



相続登記とは

不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

登記しないと どうなる?

相続により不動産を取得した相続人は(遺言含む)、正当な理由なく、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

こんな時どうすれば?

相続登記Q&A



Q.過去に相続した不動産も対象になるの…?

- A** 申請の義務化は令和6年4月1日からですが、それ以前に相続した不動産も対象です。相続人で必要な遺産分割を行い、相続登記を速やかに行うことが重要です。

登記の申請完了期限は、制度開始から3年間の猶予期間があります。

義務化 ▶ 令和6年4月1日



義務化以前に発生した相続は令和6年4月1日より3年以内 相続を知った日から3年以内に登記申請

Q.相続人同士の遺産分割の話し合いが難しい…

- A** 相続の遺産分割の話し合いが困難な場合などは、「相続人申告登記」の手続きをとることで、ひとまず義務を果たすことも可能です。

●相続人申告登記とは (令和6年4月1日施行)

期限内に相続登記の申請をすることが難しい場合に「相続が開始したこと」「自分が相続人であること」を申し出ること、一時的に申請義務を果たせる制度です。

POINT 1

複数の相続人がいる場合でも、自分が相続人であると申告し、そのことを示す戸籍を提出できれば、一人で実行が可能です。

POINT 2

申出をした相続人の氏名・住所が登記されますが、相続によって権利を取得したことまでは公示されません。

Q.手続きはどこですの?相談先はどこ?

- A** 相続登記の手続きは、不動産の所在地にある法務局(登記所)に申請して行います。また、相談についてはお近くの法務局や登記の専門家である司法書士会などへご相談ください。
詳しくは法務省ホームページにてご確認ください。

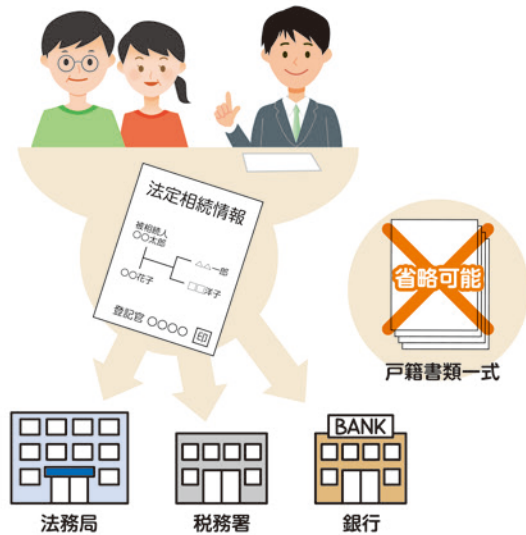


法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- ☐ 被相続人の戸籍除籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。
法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

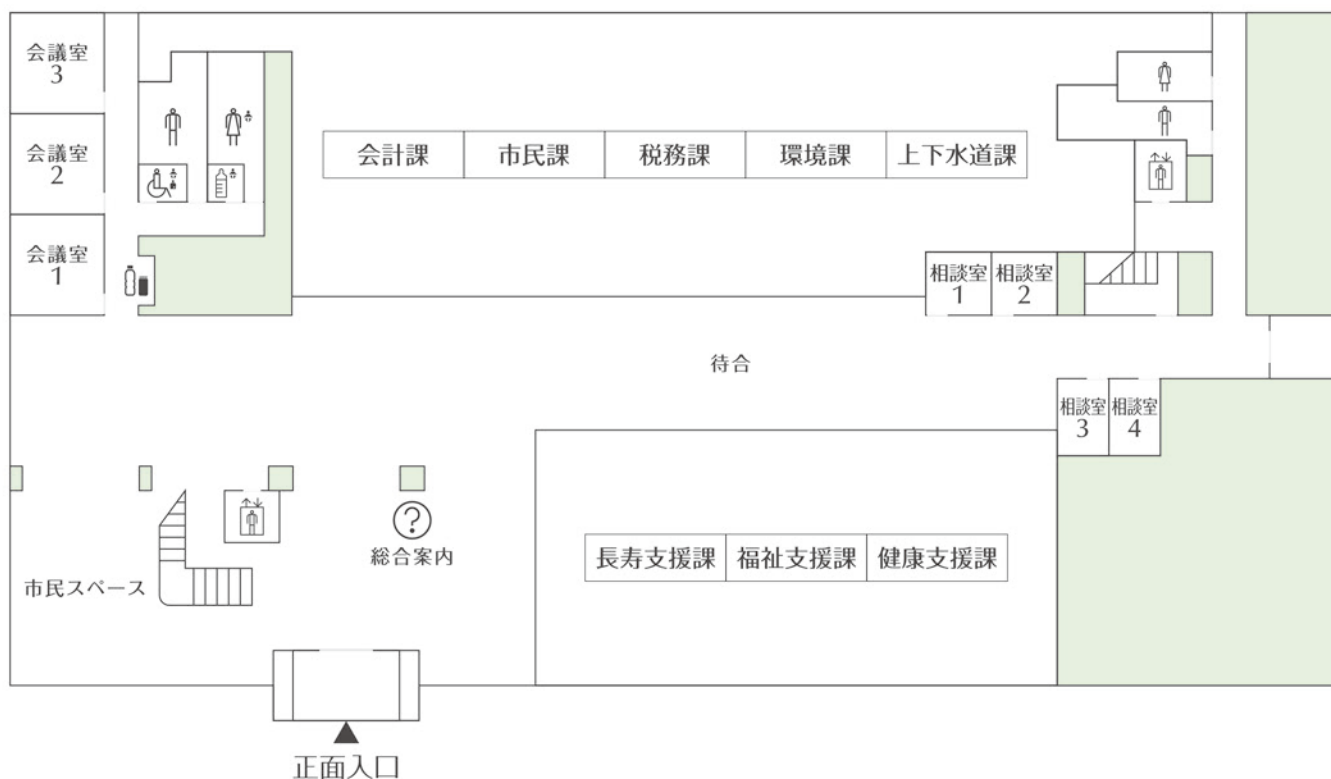
●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

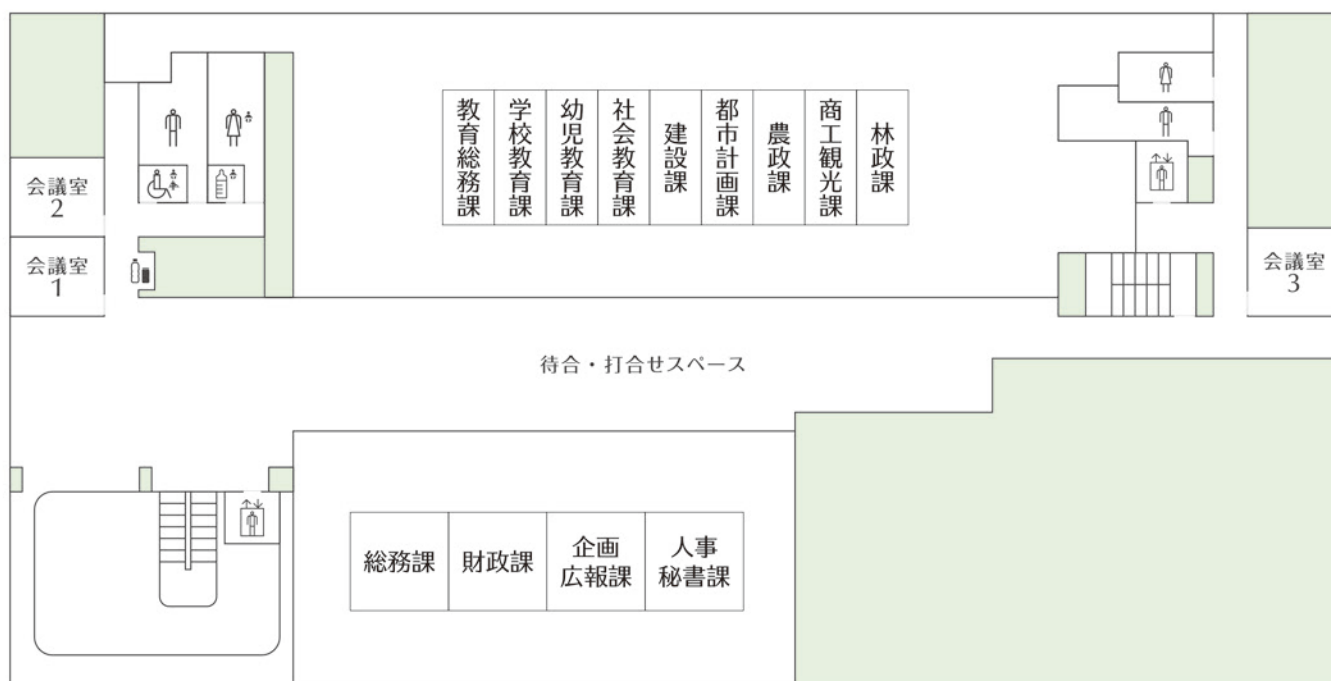
フロアマップ (令和7年9月現在)



1階



2階





事前に葬儀のことを考えていただく時間を大切にしています

岐阜葬祭の

事

前

相

談

※岐阜県グループ全体実績(2022年~2023年)
TPCマーケティングリサーチ(株)調べ

アルファクラブ株式会社は冠婚葬祭を中心に地域密着で安心できる暮らしをサポートします。



岐阜葬祭
岐阜北斎場



岐阜葬祭
島斎場



岐阜葬祭
家族葬のファミラル岐阜西



岐阜葬祭
家族葬のファミラル岐阜西改田



岐阜葬祭
みずほ斎場



岐阜葬祭
北方斎場



岐阜葬祭
大垣中野斎場



岐阜葬祭
揖斐池田斎場

これからの人生を考えて、『終活』はじめてみませんか？

時間がある今だからこそ、これからの人生どう生きるかを考えるチャンスです。

ご葬儀という人生最期のセレモニーを真心こめてお手伝いさせていただきます。

後悔のないお葬式をしていただくために、アルファクラブ株式会社 岐阜葬祭では「事前相談」をおすすめしています。

火葬式も

アルファクラブ株式会社 岐阜葬祭

低価格
8.2万円~
(税込9.02万円~)

岐阜葬祭の選べる家族葬プラン

安心プラン

会員
価格

8.2万円~
(税込9.02万円~)

1日葬プラン

会員
価格

27.3万円~
(税込30.03万円~)

家族葬プラン

会員
価格

39.5万円~
(税込43.45万円~)

ご利用頻度
の高い
プランです。

会員割引：会員割引の適用には当社の無料会員へのご登録が必要です。(入会金・年会費・登録料などは一切かかりません。)

※この料金は2024年10月現在のものです。

事前相談のお申し込み方法は
全部で3つ!!

1

お電話

下記のフリーダイヤルにお電話ください
☎0120-246-004

2

ご来館

館内の見学も兼ねて
お気軽にご予約ください

3

FAX

ご住所・氏名・電話番号を明記の上、下記の番号にFAXしてください
FAX 058-246-5140

お問合せ・ご相談はこちらから 24時間365日いつでも対応しております

☎0120-246-004



冠婚葬祭互助会 経済産業大臣許可(許可番号互第4003)

アルファクラブ株式会社 岐阜葬祭

〒500-8128 岐阜市花月町1-1

永代供養専用墓地

～墓じまいなど
遺骨の受入先でお困りの方へ～

管理費による
ご負担がありません

宗旨・宗派を
問いません

年1回合同供養祭を
行います

従来のお墓のように、個別で埋蔵供養できる「永代供養のついたお墓」です

見学相談会開催

見学相談会日時はお問合わせください。

見学相談会以外の日でもご見学・ご相談いただけます。お気軽にご連絡ください。

正法寺永代供養墓アクセス

岐阜市小野598-1(黒野小より西へ車1分)
モレラより車10分、本巣市役所より車10分



「きずな」

お墓型の供養碑

永代供養料

- ・個人(1名) 86万円
- ・夫婦(2名) 107万円
(供養碑・字彫り代込み)
- ・追加(1名) 21万円
(10名以上納骨できます。)

「やすらぎ」

置き型の供養碑

永代供養料

- ・個人(1名) 49万円
- ・夫婦(2名) 70万円
(供養碑・字彫り代込み)
- ・追加(1名) 21万円
(4名まで納骨できます。)

詳しくはこちらから▼

高野山真言宗 五光山
しょうぼうじ

正法寺 永代供養墓

予約・お問合わせ専用電話番号

050-3201-3960

(委託管理石さぼ.com)
正法寺永代供養墓 管理事務所
全日本墓園協会認定 墓地管理士 担当 市橋 孝文

くわしくはHPを
ご覧ください

受付 9時～18時

生前予約受付中

五光山正法寺



～お墓も終活のひとつです～

永代供養・お墓にまつわるお悩み、ご相談ください

【供養の事やお墓の選び方、墓じまいについて、石さぼ.comがアドバイス致します】

普通のお墓と
永代供養で
迷っている。



手元に遺骨があり、
そろそろ
納骨したい。



菩提寺との付き合いが気にな
り、墓じまいをして
良いか悩んでいる。



墓じまいの手続きや
費用がわからない。



跡継ぎがいなかったため、
お墓を建てる事
ができない。



家族や子供に手間や
お金等で迷惑をかけ
たくない。



【アドバイザー】

全国墓園協会認定 墓地管理士

石さぼ.com 代表 井之下 亨

[ご挨拶]

20年にわたり墓石業界に携わり、知識と経験を磨きました。
また、墓地霊苑を墓地埋葬法に基き、適切な運営管理を行
うため、県内で取得者がわずしかしいない墓地管理士の資
格を取得し、法的な角度からお墓でお困りの方のあらゆる
手助けをさせて頂いております。

お問い合わせ

050-7116-7209

～お墓も終活の一つです～

石さぼ.com (いしさぼとつこむ)

石さぼ.com

検索

【供養相談・霊苑管理・区画受付・墓石販売・墓じまい・追加字彫】

〒502-0931 岐阜市則武2555-1